

岩手県告示第33号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）で告示した滝沢村砂込鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成26年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の滝沢村砂込鳥獣保護区の区域の表示 滝沢市地内の砂込川右岸と国道4号との交点を起点とし、起点から同国道を南西に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み砂込川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域